

〇〇〇〇規約（例）

（名 称）

第1条 本会は、〇〇〇〇と称する。

（目 的）

申請団体名称と一致していること

第2条 本会は、会員相互の協力、協調のもとに、〇〇〇等の活動を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

（活動内容）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 〇〇〇〇〇〇活動
- (2) 〇〇〇〇〇〇活動
- (3) 〇〇〇〇〇〇活動
- (4) その他目的を達成するための活動

（事務所）

第4条 本会の事務所は、〇〇〇に置く。

（会 員）

第5条 本会の目的に賛同する会員により構成する。

（役員の種類）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会 計 〇名
- (4) 監 事 〇名

役員名称は、代表、副代表など任意です

（選出の方法）

第7条 本会役員については、会員の互選により選出する。

（職務分掌）

第8条 本会役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会 長 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会 計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監 事 会の会計監査を行う。

（任 期）

第8条 本会役員の任期は、〇年とし、再任を妨げない。

（会計年度）

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

（財 政）

第10条 本会の活動に要する諸経費は、会費・寄付金等によって賄われるものとする。

（監査と報告）

第11条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、会員に報告する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則を定めることができる。ただし、会員の承認を得なければならない。

(付 則)

この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。